

指定管理者募集要項

1 施設の概要

【観光遊覧船】

- (1) 施設の名称 観光遊覧船 しげさ丸
- (2) 所在地 隠岐の島町西町八尾の一
- (3) 設置時期 平成22年
- (4) 施設内容 定員12人

【観光遊覧船】

- (1) 施設の名称 観光遊覧船 北前丸
- (2) 所在地 隠岐の島町西町八尾の一
- (3) 設置時期 平成22年
- (4) 施設内容 定員12人

【浮き栈橋】

- (1) 施設の名称 浮き栈橋
- (2) 所在地 隠岐の島町西町八尾の一、隠岐の島町西町吉田の二
- (3) 設置時期 平成22年
- (4) 施設内容 杉板張り9M×3M

2 管理の基準

(1) 供用時間

終日

(2) 供用日

4月から10月

ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、町長の承認を得て供用日を変更することができます。

(3) 施設の利用の許可及び制限に関する事項

- ① 隠岐の島町観光遊覧船施設設置及び管理条例(平成22年隠岐の島町条例第24号。以下「遊覧船施設条例」という。)第6条各号に定める場合は利用を許可しないことができます。

- ② 遊覧船施設条例第7条各号に該当する場合は、利用の許可を取り消すことが

できます。

(4) 隠岐の島町情報公開条例の適用について

指定管理者は、隠岐の島町情報公開条例(令和8年隠岐の島町条例第2号)第33条の規定に基づき、情報公開の努力義務を負います。また、指定管理者に指定された後で隠岐の島町と締結する協定書において、隠岐の島町から管理業務に関する文書等の提出の求めがあった場合には、これに応じなければならない義務を負います。

(5) 個人情報の保護に関する法律の適用について

指定管理者は、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、個人情報の適正管理に関して個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき徹底した個人情報の保護に努める義務を負います。

(6) 利用料金

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2の規定に基づく「利用料金制」を採用します。

利用料金制度とは、自らが企画・実施する各事業の収入等を直接自らの収入とすることができる制度です。したがって、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うこととなりますので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

3 業務の範囲

遊覧船施設条例第3条に規定する以下の業務

- (1) 八尾川観光遊覧船業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 利用の許可に関する業務
- (4) 利用料金の収受に関する業務
- (5) その他前各号に掲げる業務に付随する業務

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)

ただし、法第244条の2第11項の規定に基づき、当該公の施設の管理の適正を期するために町が行う必要な指示に指定管理者が従わない場合、その他当該指

定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

5 指定管理業務に関する経費等

観光遊覧船施設の管理に必要な経費は、事業計画書において提示のあった金額を参考に、年度毎に予算の範囲内で支払います。提案額を基に双方協議することとなり、提案額がそのまま委託料となるわけではありません。なお、隠岐の島町が指定管理者に支払う管理経費については、消費税及び地方消費税が含まれます。管理経費は指定期間分（年度毎に）示すようにしてください。

また、年間指定管理料は分割払いすることとし、支払期間や分割方法については協定書で定めます。

6 申請の資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない。）
- (2) 隠岐の島町内に事業所を置く又は置こうとする者であること。
- (3) 地方自治法施行例(昭和22年政令16号)第167条の4に規定するものに該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき公正又は再生手続をしていない者であること。
- (5) 隠岐の島町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名保留又は指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 隠岐の島町税について滞納がない者であること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- (8) 選定委員会委員が役員を務める団体でないこと。

7 申請の手続

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書(隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年隠岐の島町規則第28号)に定める様式)に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に町長に提出してください。

- (1) 施設の管理運営に関する事業計画書
- (2) 施設の管理運営に関する収支予算書
- (3) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては会則等)
- (4) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録(法人以外の団体にあつては収支決算書等)
- (5) 隠岐の島町税について、滞納がない旨の証明書
- (6) 提出部数 正本1部 副本(写し)10部
- (7) 提出場所 隠岐の島町 商工観光課
- (8) 提出方法 持参又は郵送
- (9) 提出期限 令和8年10月2日(金)午後5時までとします。(郵送の場合は書留とし令和8年10月2日(金)午後5時必着とします。)
- (10) 申請にあたっての留意事項
 - ① 提出された書類は、返却いたしません。
 - ② 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
 - ③ 申請にかかる経費は、全て申請者の負担とします。

8 仕様書の配布

- (1) 配布期間

令和8年9月4日(金)から令和8年10月2日(金)までの毎日、午前9時から午後5時までとします。(ただし、土・日曜日・祝日)は除きます。

- (2) 配布場所

隠岐の島町商工観光課

9 現地説明会

- (1) 開催日 令和8年9月17日(木)10:00～
- (2) 開催場所 隠岐の島町西町八尾の一（浮き栈橋）
- (3) 内 容
 - ア 募集要項及び仕様書の説明
 - イ 施設見学
- (4) 参加申し込み方法

現地説明会参加申込書(様式第2号)に必要事項を記入し、令和8年9月11日(金)午後5時までに、隠岐の島町商工観光課へ申し込んでください。(1団体の出席者は3名までとします。)

10 指定管理者の候補者の選定基準

(1) 審査の方法

指定管理者の候補者の選定にあたっては、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条、及び施行規則第6条の規定に基づき、「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、下記の点を基準として総合的に判断します。

- ① 当該施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、町長等が当該施設の性質等に応じて別に定める基準。

(2) 審査の内容

① 応募の書類の確認

各団体からの提出書類については、商工観光課で確認します。

② 審査方法

提出された書類を基に、選定委員会において評価の協議を行います。

③ 面接審査

令和8年11月上旬（予定）に選定委員会による面接審査を行います。

④ 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、応募団体に郵送で通知します。選定後、審査内容の概要を公表します。

11 質問事項の受付

募集要項及び仕様書の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

- （１）受付期間 令和8年9月4日（金）から令和8年10月2日（金）まで
- （２）受付方法 質問票（様式第1号）に記入の上、F A X又は電子メールで提出してください。
- （３）回答方法 1週間以内にF A X又は電子メールで送付します。（質問内容によっては1週間以上かかる場合があります。）

12 問合せ先

〒685-8585

住 所 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 7 8 番地 2

担 当 課 隠岐の島町商工観光課

電話番号 08512-2-8575（直通）2-2111（代表）

F A X 08512-2-3302

E - mail kankou@town.okinoshima.shimane.jp